

令和6年3月15日

建設工事における履行確実性評価価格の取扱いについて
(総合評価落札方式に適用)

島原市総務部契約管財課

本市が発注する総合評価落札方式における履行確実性評価価格の算出方法について、一部改正しましたので、以下のとおりお知らせします。

1 対象工事

競争入札に付する工事のうち、総合評価落札方式を適用する工事

2 履行確実性評価設計価格

「履行確実性評価設計価格(税抜き。以下同じ。)」は、次表の工事区分の欄に掲げる工事の種類ごとに算出した額とする。

履行確実性評価設計価格の算出式の変更

工 事 区 分	現 行	改正後
土木工事	設計金額(税抜き)の90%	設計金額(税抜き)の <u>92%</u>
鉄橋及び鋼製の歩道橋等の工場製作工事		
建築工事(建築関連の電気設備工事、機械設備工事を含む)		
土木関連の電気通信設備工事、機械設備工事		
建築関連の搬送設備工事及び解体工事		

3 履行確実性評価基本価格

「履行確実性評価設計価格」(上記2で算出した額)に事前ランダム係数を乗じて得た額を「履行確実性評価基本価格(税抜き。以下同じ。)」とする。

4 履行確実性評価価格

「履行確実性評価基本価格」(上記3で算出した額)に公開ランダム係数を乗じて得た額を「履行確実性評価価格(税抜き。以下同じ。)」とする。

5 履行確実性確保価格

「履行確実性評価設計価格」(上記2で算出した額)を「履行確実性確保価格」とし、事前ランダム係数及び公開ランダム係数は適用しない。

6 端数の取扱い

履行確実性評価価格(履行確実性評価設計価格、履行確実性評価基本価格、履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格をいう。)のうち、履行確実性評価基本価格以外のものは、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

7 適用時期

令和6年4月1日以降に入札執行する工事から適用する。